

○ 株主本人確認指針の改正について

〔平成 24 年 8 月 24 日〕
全株懇理事会決定

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令（平成 24 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）の施行は原則として平成 25 年 4 月 1 日からとなっておりますが、本人確認書類に関する改正部分については、平成 24 年 4 月 1 日および同年 7 月 9 日を施行日とするものがあります。

今回の施行対象となっている改正部分の中には、株主本人確認指針において株主本人確認資料として例示されているものも含まれていることからその改正を、また、平成 20 年 4 月に健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）が施行されたことにより同じく本人確認資料の記載を改正する必要性が生じたことからその改正を平成 24 年 8 月 24 日開催の全株懇理事会において決定いたしましたのでご高覧に供します。

以 上

株主本人確認指針

(下線は変更部分を示します)

改正前	改正後
(指 針)	(指 針)
<p>3. 株主本人確認資料</p> <p>(2) 対象株主が個人の場合 ((4) の外国人を除く)</p> <p>① 運転免許証、各種健康保険証、国民年金手帳、身体障害者手帳、母子健康手帳、<u>外国人登録証明書</u>、住民基本台帳カード、旅券等</p>	<p>3. 株主本人確認資料</p> <p>(2) 対象株主が個人の場合 ((4) の外国人を除く)</p> <p>① 運転免許証 (<u>運転経歴証明書を含む</u>)、各種健康保険証、国民年金手帳、身体障害者手帳、母子健康手帳、<u>在留カード</u>、<u>特別永住者証明書</u>、住民基本台帳カード、旅券等</p>
(説 明)	(説 明)
<p>○「各種健康保険証」には、「国民健康保険、健康保険、船員もしくは介護保険の被保険者証、<u>老人健康法第 13 条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページ</u>、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」が含まれる。</p>	<p>○「各種健康保険証」には、「国民健康保険、健康保険、船員保険、<u>後期高齢者医療</u>もしくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証」が含まれる。</p>
<p>○犯罪収益移転防止法では、個人について更に「①<u>外国人登録原票の写し</u>、<u>外国人登録原票の記載事項証明書</u>、<u>戸籍謄本・抄本</u> (附票の写しが添付されているもの)、住民票の写し・住民票記載事項証明書」と「①のほか、官公庁発行書類等で氏名、住所の記載があり、顔写真のないもの」も本人確認資料とされている。ただし、この資料については対面であっても書留郵便手続が必要とされている。</p>	<p>○犯罪収益移転防止法では、個人について更に「①<u>戸籍謄本・抄本</u> (附票の写しが添付されているもの)、住民票の写し・住民票記載事項証明書」と「①のほか、官公庁発行書類等で氏名、住所の記載があり、顔写真のないもの」も本人確認資料とされている。ただし、この資料については対面であっても書留郵便手続が必要とされている。</p>